

報告7号

真田宝物館名誉館長の任命について

松代藩文化施設条例施行規則第7条の2第1項の規定により、下記の者を真田宝物館名誉館長に任命しましたので報告します。

記

選出区分	氏名	所属等	区分
規則第7条の2	真田 幸俊	慶応義塾大学 理工学部教授	

以上 1名

任期 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

真田宝物館 名誉館長 就任依頼について

これまでの経過

- 昭和41年 12代 幸治氏、真田家伝承の宝物を松代町に寄付。
- 昭和58年 13代 幸長氏、真田宝物館の名誉館長に就任。翌年、退任(逝去)。
- 昭和62年 14代幸俊氏の名誉館長就任を松代地区が要望。
- 平成4年 松代藩文化施設管理委員会において就任の可否を協議。⇒ 継続審議
- 平成5年 14代幸俊氏の名誉館長就任を松代地区が再度要望。
- 平成27年7月 「真田丸」を機に、長く保留となってきた名誉館長就任を、松代地区が改めて要望。
 - 7月23日 真田幸俊氏へ就任打診(樋口副市長) 会派総会へ方針説明
 - 8月25日 松代藩文化施設管理委員会 諮問・答申
 - 9月2日 教育委員会9月定例会 規則改正
 - 10月11日 市長から真田幸俊氏へ就任依頼(十万石まつり)

例規の一部改正

- 松代藩文化施設条例施行規則に、次の条項を新設。

(名誉館長)

第7条の2 真田宝物館に、必要に応じて名誉館長を置く。

2 名誉館長は、真田宝物館等が行う事業に協力するものとする。

名誉館長の位置付け

- 非常勤の特別職とする。(地方公務員法第3条)
- 任期は3年とするが、再任を妨げない。(本人からの申出がない限り、終身ご就任いただくもの)
- 報酬は実績に応じて日額7千円を支給する。(特別職給与に関する条例第10条)

